

# 示談書の基礎知識

施術事故で損害保険の請求を行う際は示談書が必ず必要となります。 本会の会員が損害保険の請求を行う場合は本会が作成した示談書を提供しています。

示談書は記入モレや誤りがない限り、どんな文面でもかまいません。内容は(1)事故の概要(2)当事者(3)被害状況(4)合意内容(5)精算条項、があれば十分です。(4)には支払われる金額、(5)は双方が今後異議申立てをしない旨を記載するのが基本です。同じ内容のものを2部用意し、それぞれに記名・捺印し双方が1部ずつ保管します。

示談書は基本的に当事者同士がとり交わします。施術事故であれば施術者と利用者です。施術者が記入する住所は施術者の自宅住所です。例外的に法人(店舗運営母体)がとり交わしたり、施術者と法人が連名になることもあります。

利用者が未成年の場合は親権者ととり交わしますが、令和4年の民法改正で成年年齢が引き下げられたため、高校生であっても18歳であれば本人ととり交わします。利用者が高齢で軽度の認知症を患っている場合は、後見人がいれば後見人、いない場合は家族が内容を確認したうえで本人が記入します。

本会では、当事者同士でまとめる施術事故の示談書はなるべく シンプルな内容がいいと考えています。しかし、交渉の過程で 利用者の要望や会員の意向により合意内容へ条項が追加される ことがあります。これには次のようなものが挙げられます。

#### ●再発条項

鍼治療で気胸を発症、医師から再発の可能性を告げられた利用者から「再発した場合も責任をとってもらえるか」と問われたような事例です。再発した場合は先に発症した鍼治療が再発の原因である可能性はないと考えますが、利用者感情を考慮して協議の場を設けることを約束する条項です。

## ●□外禁止条項

施術事故の発生から解決までの経緯を口頭、書面、電子メール等を問わず第三者(不特定多数の第三者を含む)に開示しないことを互いが誓約する条項です。この条項は双方が守るべきものです。

### ●利用禁止条項

施術者と利用者の関係を終了する条項です。施術者側から提案 する場合のみ必要で相応の理由が必要となります。



施術事故の後も引き続き店舗を利用頂けるような友好的な利用者に追加条項は不要です。意思の疎通ができない恐れがある利用者の場合に検討するものとなります。内容によっては感情的な反応を示す利用者もいますので追加条項は最終手段とすべきと本会では考えています。

DAVIS IPONNY

本会では利用者へ示談書を依頼しにくい状況時の対応法もアドバイスしています

JIBIAI AVIRIUS

☆本会ではさまざまな施術事故の症状に対して状況に合わせたアドバイスを行っております☆

・施術トラブル / クレーム対応無料電話相談・J H A N E W S の発行・会員保障制度など ご希望の方には病気やケガで働けないときの支えとして所得補償保険を提供しています(別途保険料が必要)

国家資格者 会員種別 正会員A 準会員 すべての治療家、施術家に 安心・安全を提供します

入会金無料

【ご不明な点・詳細は、お気軽にお問い合わせください】

**民間施術者** 会員種別 **正会員B** 



# 一般社団法人 日本治療協会

Japan Healing Association

URL: http://www.jha-shugi.jp E-mail:info@jha-shugi.jp

◎ JHANEWSのバックナンバーはホームページでご覧いただけます ◎

TEL:03 (6281) 8188 FAX:03 (6281) 8187

TEL 受付: 10:00~18:00(平日) FAX 受付: 24 時間年中無休

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 4-4-11 日本橋 SS ビル 2F



